別添4 対象事業の内容

別添	4-1 規 模
1	対象事業の規模4-1-1
2	土地利用計画4-1-1
別添	4 — 2 実施方法
1	実施工程4-2-1
2	工事計画4-2
3	工事中の環境保全対策4-2-5
4	供用時の環境保全対策4-2-6
別添	4-3 その他の内容
1	給排水計画4-3-1
2	熱源供給計画4-3-1
3	電力供給計画4-3-1
4	緑化計画4-3-5
5	廃棄物処理計画4-3-1
6	施設運用計画4-3-1
7	防災・保安計画4-3-1
8	安全計画(交通)4-3-2
9	危险物等 4−3−5

別添4-1 規 模

1	対象事業の規模4-1-	-1
2	土地利用計画4-1-	-1

別添 4-1 規模

1 対象事業の規模

本計画の実施区域面積は、約 177, 200 m^2 (約 17.72 ha) を計画している。 各施設の面積は、表 4-1-1 に示すとおりである。

表 4-1-1 計画の規模

内 訳	面積 (m²)	構成比
鉄道関連施設**	約87,800	49.5%
構内通路	約24, 400	13.8%
緑地	約21,000	11.9%
調整池	約5,300	3.0%
線路用地	約16,400	9.3%
付帯工事影響範囲	約22,300	12.6%
合 計	約177, 200	100.0%

[※]鉄道関連施設とは、総合車両所(付帯線路含む)、管理付属棟及び変電所 等である。

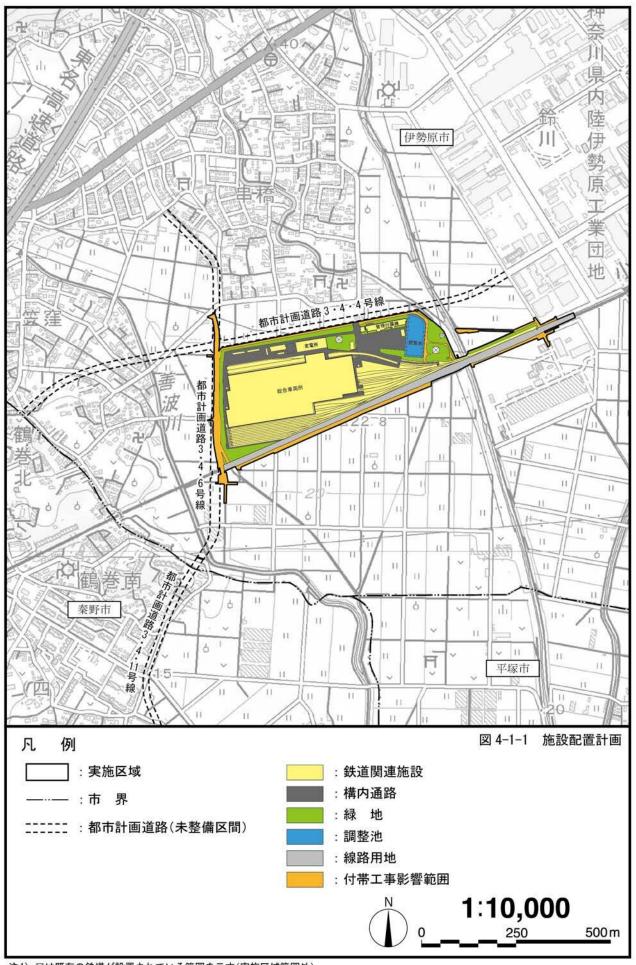
2 土地利用計画

実施区域における施設配置計画は図 4-1-1 に、横断図は図 4-1-2 に示すとおりである。

実施区域の土地利用は、鉄道関連施設が大部分を占め、構内通路、調整池、線路用地及び付帯工事影響 範囲の他、一部は緑地として整備する。

なお、実施区域の北側には都市計画道路 3・4・4 号線 (W=16m)、西側には都市計画道路 3・4・6 号線 (W=16m) の計画がある。

注) 面積の構成比は、四捨五入の処理のため合計が100.0%とならない。



注1) 図は既存の鉄塔が設置されている範囲を示す(実施区域範囲外)。

²⁾ 本図は予測評価書案時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。

注)本図は予測評価書案時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。

図 4-1-2 横断図

単位:m

4-1-3

別添4-2 実施方法

1 実施工程	4-2-1
2 工事計画	4-2-1
3 工事中の環境保全対策	4-2-3
1) 大気汚染対策	4-2-3
2) 水質汚濁対策	4-2-3
3) 土壤汚染対策	4-2-3
4) 騒音・振動対策	4-2-3
5) 廃棄物・発生土対策	4-2-3
6) 電波障害対策	4-2-4
7) 植物・動物・生態系の保全対策	4-2-4
8) 文化財の保全対策	4-2-4
9) レクリエーション資源の保全対策	4-2-4
10) 温室効果ガス対策	4-2-4
11) 安全(交通) 対策	4-2-4
4 供用時の環境保全対策	4-2-6
1) 大気汚染対策	4-2-6
2) 水質汚濁対策	4-2-6
3) 騒音・振動対策	4-2-6
4) 悪臭対策	4-2-6
5) 廃棄物対策	4-2-6
6) 植物・動物・生態系の保全対策	4-2-6
7) 景観の保全対策	4-2-6
8) 温室効果ガス対策	4-2-7

別添 4-2 実施方法

1 実施工程

実施工程は、表 4-2-1 に示すとおりである。環境影響評価等の手続き終了後、令和 9 年度に工事に着手 し、令和 14 年度中に竣工予定である。

表 4-2-1 実施工程

工事等	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度
機能補償工事 (農業用排水							
路・下水・道 路付け替え)							
盛土・擁壁・ 基礎工事							
車両所工事 (建築・軌							
道・機械・電 気工事)							
操業							

2 工事計画

本計画における工事内容、方法及び使用する主な建設機械は、表 4-2-2 に示すとおりである。主要工種は、機能補償工事、盛土・擁壁・基礎工事及び車両所工事である。

使用する主な建設機械は、クローラークレーン、ラフテレーンクレーン、バックホウ、ブルドーザ、アスファルトフィニッシャ、モーターグレーダー、振動ローラ、タイヤローラ、コンクリートポンプ車、コンクリートミキサー車、杭打機、ダンプトラック(10t)等を計画している。

工事は原則として昼間の時間帯において作業を行うが、一部、軌道や電気工事等については夜間の時間帯においても作業を行う場合があるため、作業に際しては、資材搬入は昼間の時間帯に行っておく等、極力騒音・振動の低減に努める。

表 4-2-2 工事概要

工事等	概要	使用する主な建設機械			
機能補償工事 (農業用排水 路・下水・道路 付け替え)	総合車両所の造成に伴い支障する各種基盤施設の機能補 償を行う。主な機能補償の対象としては道路、農業用排 水路、汚水排水管である。	クローラークレーン、 ラフテレーンクレーン、 バックホウ、ブルドーザ、 アスファルトフィニッシャ、 モーターグレーダー、 振動ローラ、タイヤローラ、 ダンプトラック(10t)			
盛土・擁壁・ 基礎工事	総合車両所として整備する範囲は、鈴川の既設橋梁と同程度の高さまで造成するため、基本的には盛土構造となるが、調整池や管理付属棟のある範囲については、送電線の下であり、ほぼ現地盤と同等程度の高さで設定する。敷地内の高低差処理は、可能な限り法面とするが、土地利用上法面が困難である場合は擁壁を設置する。地質調査結果より、圧密沈下が想定されるため、その沈下量分を見込んで土量計算を行うものとする。また、沈下対策として、盛土の周囲において地盤改良等を行い、周辺地盤へ影響を与えないよう配慮する。	クローラークレーン、 ラフテレーンクレーン、 バックホウ、ブルドーザ、 アスファルトフィニッシャ、 モーターグレーダー、 振動ローラ、タイヤローラ、 コンクリートポンプ車、 コンクリートミキサー車、 杭打機、ダンプトラック (10t)			
車両所工事 (建築・軌道・機 械・電気工事)	車両所(工場、変電所等)の鉄骨建方を行い、床コンク リートを打設し、屋根、外装及び内部の仕上げ等を行う。	クローラークレーン、 ラフテレーンクレーン、 バックホウ、 コンクリートポンプ車、 コンクリートミキサー車、 ダンプトラック(10t)			

3 工事中の環境保全対策

建設工事に当たっての環境保全対策は以下のとおりである。

1) 大気汚染対策

建設機械等から排出される窒素酸化物等については、工事の平準化を図ることにより集中的に排出されることを防止するとともに、機械の適切な整備を行う等の対策を講ずる。また、工事用車両については、アイドリングストップ等の指導徹底、低公害車使用の推進等の対策を講ずる。

工事中に粉じんが発生する恐れがある場合には、適宜散水等を行い、飛散防止に努める。また、工事用 車両による粉じんについては、実施区域内に洗車設備等を設け車輪等の洗浄を行うとともに、適宜、出入 口の散水等を行うほか、場内の制限速度を設けることで飛散防止に努める。

資材の搬出入に際しては、工事用車両の走行経路の限定、安全走行、シートによる荷台のカバー等により荷台からの土砂の落下及び粉じんの飛散防止に努める。

工事に際しては、排出ガス対策型建設機械を採用する。また、ドライバーへの安全教育の徹底により空 ぶかしの禁止、不要な運転をできる限り防止し、必要以上に排ガスが発生することを防ぐ。

2) 水質汚濁対策

工事中の雨水排水は、大部分については勾配を付け実施区域内の沈砂池等において一時貯留し濁水の土砂を十分に沈降させた後、上澄み水を公共用水域(栗原川若しくは鈴川)に排水する。沈砂池への集水が難しい鈴川東側区域の雨水排水については、別途仮設沈砂池等を設置し、同様に一時貯留の上、上澄み水を公共用水域(鈴川)に排水する。

造成工事では、土砂流出による水質汚濁防止対策として、造成法面下部に板柵や土のうを設置する。

3) 土壤汚染対策

搬入土砂は、溶出試験により、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく基準に適合した土砂であることを確認した上で使用する。

4) 騒音・振動対策

建設機械等は、低騒音・低振動型のものを選定するとともに、機械の配置を考慮し、発生する騒音・振動の低減に努める。また、実施区域境界付近の作業においては、必要に応じて防音パネルを設ける等の対策を講ずる。

工事用車両については、適切な運行計画の策定・運用及び交通規則遵守の指導徹底等により、騒音・振動の低減に努める。実施区域を走行する車両による騒音・振動を低減するため、場内の制限速度を設ける。 工事用車両が一般道を走行する際には、走行経路等を十分検討し、車両の整備・点検を適切に行うととも に、積載重量について遵守する。また、規制速度を遵守するようドライバーに周知・徹底するほか、工事 用車両が集中しないよう工事の平準化に努める。

5) 廃棄物·発生土対策

再利用可能な工事用型枠の使用等により、建設廃棄物の排出の抑制に努める。また、廃棄物の効率的な 分別収集等により、再資源化の促進を図り、最終処分率の削減等に努める。

建設発生土については、計画地内で極力再利用する。

6) 電波障害対策

総合車両所の地上躯体工事に起因する新たな電波障害が発生した場合には、適切な電波障害対策を講じる。また、電波障害に関する住民からの問い合わせに対しては、相談窓口を設置して迅速かつ適切に対応する。

7) 植物・動物・生態系の保全対策

工事中、新たに重要な動植物種等が確認された場合には、可能な限り保全に努める。

8) 文化財の保全対策

工事着手前に、関係機関と協議の上、埋蔵文化財試掘・確認調査を検討する。また、工事中に新たに文 化財等が発見された場合には、速やかに関係機関と協議し、適切な措置を講じることとする。

9) レクリエーション資源の保全対策

工事用車両の走行経路は、レクリエーション施設へのアクセス道路を極力回避するよう運行計画に配慮する。工事用車両の走行経路等がレクリエーション施設へのアクセス道路と重複する区間においては、ドライバーへの周知を徹底する。

10) 温室効果ガス対策

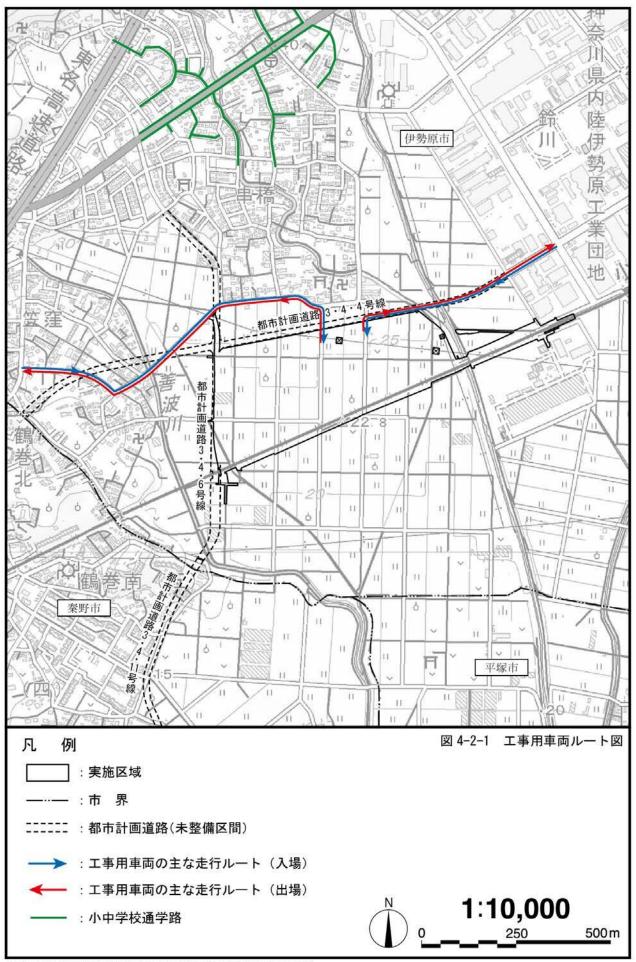
建設機械や工事用車両による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等を十分に検討する。

11) 安全(交通) 対策

実施区域周辺の工事用車両ルートは、図 4-2-1 に示すとおりである。今回の工事と同時期に都市計画道路の一部が伊勢原市により整備される計画であり、整備期間中は実施区域西側の走行ルートを一時利用し、整備後は実施区域東側の走行ルートを利用する計画である。

工事用車両ルートについては、関係機関と十分調整を図るとともに、計画的な運行により車両が短期間 に集中しないよう配慮する。また、実施区域の出入り口付近には必要に応じて交通整理員を配置する等の 対策を講じ、歩行者・一般通行車両の安全を図るとともに、運転手には十分な安全教育を行い、安全走行、 交通規則遵守の指導徹底等を図る。

実施区域周辺の主要箇所に工事の予告看板を設け、周辺自治会への周知等の配慮を図る。児童・生徒の登下校の安全を確保するため、工事用車両ルートは通学路を極力回避するとともに、朝・夕の時間帯の工事用車両の走行を避けるよう指導徹底等を図る。



注1) 図は既存の鉄塔が設置されている範囲を示す(実施区域範囲外)。

²⁾ 本図は予測評価書案時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。

4 供用時の環境保全対策

供用時の環境保全対策は以下のとおりである。

1) 大気汚染対策

- ・施設関係車両が集中しないよう、計画的な運行に努める。
- ・施設関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導する。
- ・施設利用者に対し、公共交通機関の利用を促す。
- ・熱源施設等は、できる限り計画地敷地境界からの離隔を確保して設置する。
- ・車両の塗装を乾燥させるための燃焼機器については、できる限り NOx 排出濃度の低い燃焼機器やエネルギー効率の高い燃焼機器の設置に努める。
- ・熱源施設等が正常に稼働するよう定期的な点検・整備等の適切な維持管理に努める。

2) 水質汚濁対策

・車両洗浄に伴う排水は、雨水排水と混ざらぬよう、洗浄用エリアを設け別系統にて処理を行った上で 公共下水道へ排水する。

3) 騒音・振動対策

- ・施設関係車両が集中しないよう、計画的な運行に努める。
- ・施設関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導する。
- ・施設利用者に対し、公共交通機関の利用を促す。
- ・熱源施設等は、できる限り計画地敷地境界からの離隔を確保して設置する。
- ・熱源施設等が正常に稼働するよう定期的な点検・整備等の適切な維持管理に努める。

4) 悪臭対策

- ・車両塗装で使用する有機溶剤等による臭気対策として、現在の大野総合車両所では VOC 濃縮装置を導入しており、本計画においても同様の設備により軽減を図る。
- ・塗装方法の見直し等を検討し、有機溶剤等の使用量の削減に努める。

5) 廃棄物対策

- ・産業廃棄物の分別保管場所を設置し、分別排出、集積・保管を適正に行う。
- ・産業廃棄物は、産業廃棄物処理業の許可を得た処理業者等へ委託し、産業廃棄物管理票を交付して処分先を明確にするなど、適正な処理を行う。

6) 植物・動物・生態系の保全対策

- ・敷地内に緑地を努めて確保し、周辺の植生との調和に配慮する。その際、外来種に留意した植栽内容 とする。
- ・照明機器からの光が動植物の生息・生育環境を直接照らすことがないよう、設備の配置や向きを検討 する。

7) 景観の保全対策

・周辺景観との調和を図った施設整備を進める。

8) 温室効果ガス対策

- ・設備機器については、導入可能な範囲で効率的な省エネルギー機器を選択し、エネルギー使用量の削減を図る。
- ・施設関係車両については、アイドリングストップ等のエコドライブを実施する。

別添4-3 その他の内容

1	給排水計画4-3-1
1	.) 上水給水計画4-3-1
2	2) 地下水給水計画4-3-1
3	3) 排水計画4-3-1
2	熱源供給計画4-3-1
3	電力供給計画4-3-1
4	緑化計画4-3-1
5	廃棄物処理計画4-3-1
6	施設運用計画4-3-1
7	防災・保安計画4-3-1
8	安全計画(交通)4-3-2
9	危険物等4-3-2

別添 4-3 その他の内容

1 給排水計画

1) 上水給水計画

実施区域の給水は、主として神奈川県企業庁厚木水道営業所より上水の供給を受けるほか、雨水を回収し利用する。上水給水量については、約70~110m³/日を計画している。

2) 地下水給水計画

地下水による給水予定はない。

3) 排水計画

実施区域における汚水排水系統は図 4-3-1 に、雨水排水系統は図 4-3-2 に示すとおりである。 実施区域から排出される汚水排水は、公共下水道に排水する。

雨水排水については、原則、側溝から調整池へ流入させることを基本とし、線路・構内通路横断部は管 渠により横断するものとする。調整池は実施区域北東側の栗原川若しくは鈴川に接続し排水する。

2 熱源供給計画

実施区域における台車洗浄装置及び車体塗装乾燥ブース等の熱源として、ガスボイラー及び乾燥炉を用いる計画である。使用燃料は、都市ガスを計画している。

3 電力供給計画

東京電力より、既存鉄塔から特別高圧電圧にて受電し、特別高圧受変電設備で仕様目途に応じた電圧に 変圧した後、実施区域内へ配電する計画である。

4 緑化計画

実施区域内における緑化に際しては、「伊勢原市地域まちづくり推進条例」(平成24年3月 伊勢原市条例第11号)に基づき、要件である敷地面積の4%以上の緑地及び6%以上の公園等(公園、緑地又は広場等)を満たす、計10%以上の緑地を設ける計画である。

5 廃棄物処理計画

一般事務系廃棄物の排出量の削減に努め、発生した廃棄物については専門業者による回収、リサイクル 等による再資源化の促進を図る。

6 施設運用計画

総合車両所の稼働は365日を計画している。車両の整備・点検等については原則として日中時間帯に行う計画である。なお、車両故障等のイレギュラーな状況においては深夜時間帯に作業を行う可能性があるが、大きな騒音や振動の発生が想定される作業は屋内にて実施する等、周辺環境へ配慮する。

7 防災・保安計画

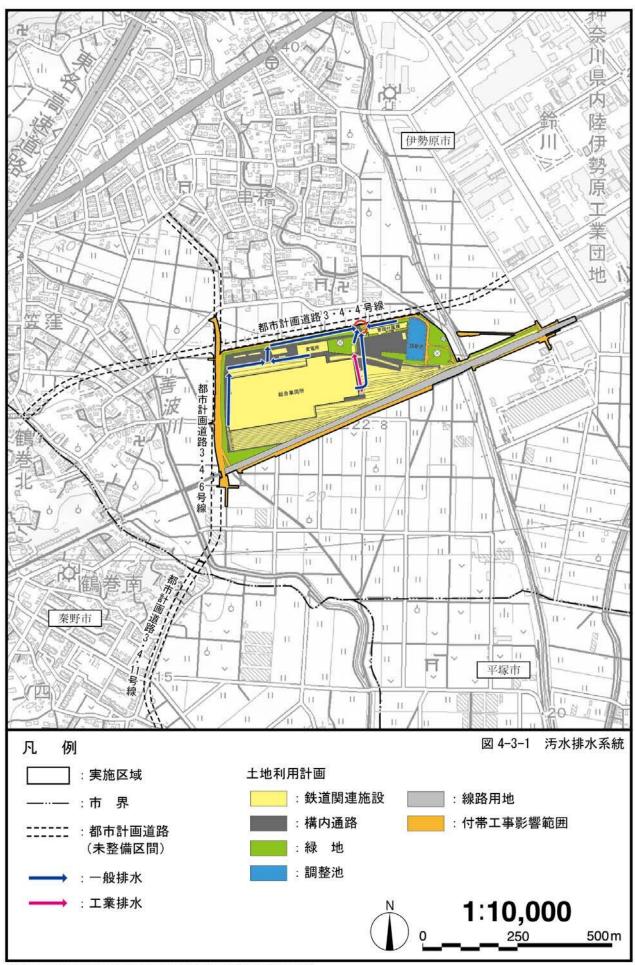
地元消防署及び警察署等の所轄行政機関と十分協議した上で、適切な防災保安体制、従業員教育及び防 災設備の設置等を図る計画である。

8 安全計画(交通)

施設関係車両の走行ルートは図 4-3-3 に示すとおりであり、敷地北側を主な進入口として予定している。 施設関係車両として、資材搬入車等の業務関連交通及び従業員の通勤交通が平日 70~100 台/日、休日 20 ~40 台/日程度見込まれるため、安全に配慮した効率的な運行計画の策定・運用及び運転者に対する安全 教育の徹底等を行うことにより、安全確保に努める計画である。

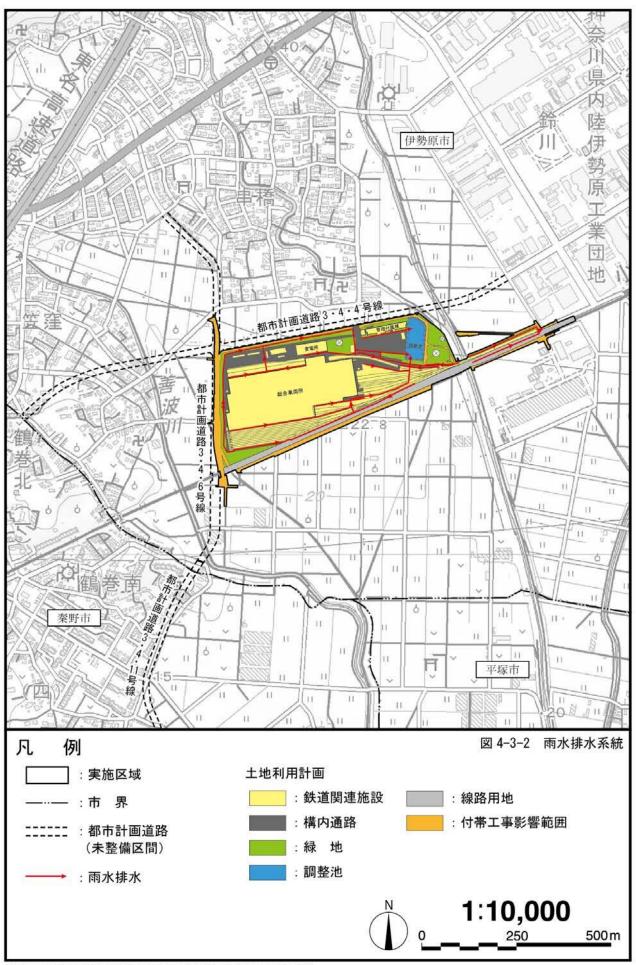
9 危険物等

危険物等の取扱い及び貯蔵にあたっては、「消防法」(昭和23年7月 法律第186号)及び「毒物及び劇物取締法」(昭和25年12月 法律第303号)等を遵守し、消防署等、関係機関と協議の上、実施する。また、保管場所を定め、定期的に危険物等の点検を行う。



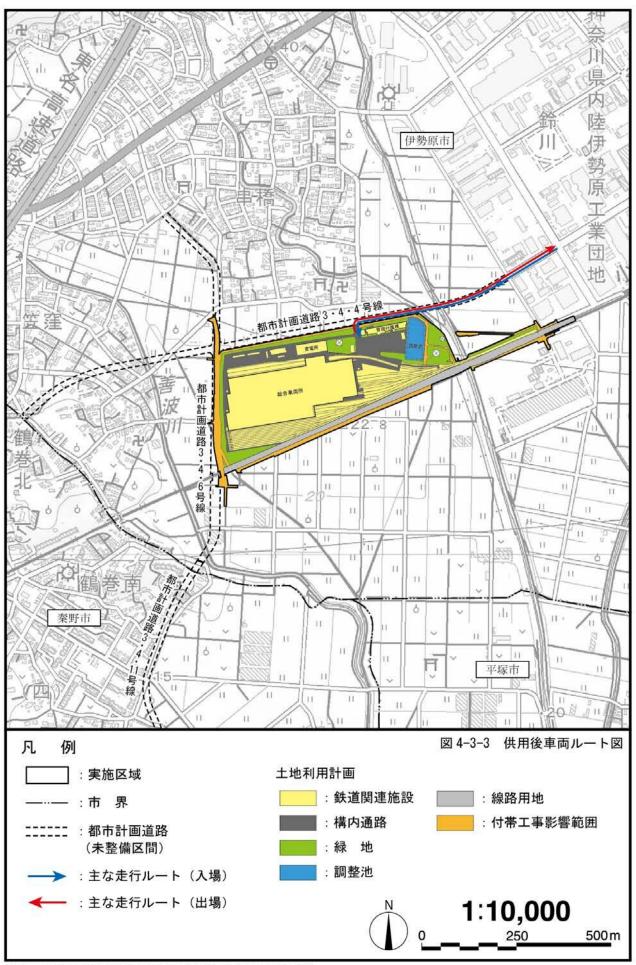
注1) 図は既存の鉄塔が設置されている範囲を示す(実施区域範囲外)。

²⁾ 本図は予測評価書案時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。



注1) 図は既存の鉄塔が設置されている範囲を示す(実施区域範囲外)。

²⁾ 本図は予測評価書案時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。



注1) 図は既存の鉄塔が設置されている範囲を示す(実施区域範囲外)。

²⁾ 本図は予測評価書案時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。